

国分寺市における冒険遊び場の多地点展開を支える条件構造

—制度・運営・空間条件の統合分析

Structural Conditions Supporting the Multi-site Expansion of Adventure Playgrounds in Kokubunji City

—An Integrated Analysis of Institutional, Operational, and Spatial Factors

西村 和奏*・土井 絵理香**・松浦 健治郎***
Wakana Nishimura*, Erika Doi**, Kenjiro Matsuura***

The purpose of this study is to clarify the processes and conditions that support the expansion and continuity of adventure playgrounds in Kokubunji City. The study analyzes the institutional background, collaborative arrangements between local residents, the city, and the NPO, as well as the site selection conditions in parks. The findings are as follows: 1) resident-initiated activities were gradually incorporated into commissioned projects, which supported more stable operation and expansion; 2) temporary adventure playgrounds have been sustained through collaboration among children's centers, the park division, and the NPO; 3) the establishment of adventure playgrounds is determined not only by spatial conditions such as park size, but also by park use, surrounding environment, and operational arrangements.

Keywords: Adventure Playground, Multi-site Expansion, Institutional Framework, Collaborative Governance, Public Space Utilization

冒険遊び場, 多地点展開, 制度的枠組み, 協働ガバナンス, 公共空間活用

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

近年子どもの外遊びの減少を背景に⁽¹⁾、外遊び機会を確保する場の一つとして冒険遊び場の意義が高まっている⁽²⁾。冒険遊び場とは、既存の公園等を活用して定期開催される場のことを指し、多様な遊びが展開される傾向が明らかにされている⁽³⁾。しかし開催場所が限られており、アクセスできない子どももいることが課題として挙げられている。

梶木⁽³⁾は子どもが徒歩等でアクセスできる身近な範囲内への設置が望ましいと指摘している。そこで本研究では、子どもの日常的な生活圏と開催地へのアクセスを把握するための参考単位として、小学校区を用いる。また本研究では、複数の冒険遊び場が展開されている国分寺市を対象に多地点での継続運営を可能にする制度、運営体制、開催場所の条件がどのように整えられ、相互に補完されてきたのかを明らかにする。なお本研究における「条件構造」とは、制度・運営・空間の各条件が独立して作用するのではなく、互いの制約を補いながら多地点展開を支える関係を指す。

(2) 研究方法

本研究では、制度的位置付けや開催場所の変遷を整理するため、国分寺市議会会議録(2011年12月～2012年6月)、国分寺市条例、国分寺市公園一覧表⁽⁴⁾および認定NPO法人冒険遊び場の会(以下、NPO)による活動報告書を参照した文献調査を実施した。加えて、増設の経緯、行政とNPOとの役割分担、開催場所の選定条件を把握するため、冒険遊び場の行政担当である国分寺市子ども子育て支援課と運営主体であるNPOへのヒアリング調査を実施した(表-1)。ヒアリング結果は、各発言内容を制度・運営・空間条件の観点から整理し、開催条件に関わる要素を抽出・分類することで分析した。なお本研究のヒアリングは、利用者、保護

者、近隣住民に対する直接調査は実施していない。したがって、利用者の継続利用、近隣住民の理解、地域的公平性等に関する記述は、行政担当者およびNPOへのヒアリングで得られた発言・認識ならびに関連資料に基づくものであり、各主体の意識を直接把握したものではない。

(3) 既往研究との関連

冒険遊び場は、都市計画学分野において都市公園や児童遊園と並ぶ身近なオープンスペースの一類型として位置付けられてきた。小玉ら⁽⁵⁾は、条例・要綱や担当部署の分析を通じて、遊び場が都市公園を補完する公共空間として、整備・運用されてきた実態を明らかにしている。

また、家政学、人間・環境学、安全教育学など多様な分野においても研究が蓄積されてきた。家政学からの視点では、梶木⁽³⁾が子どもの生活環境の質に着目し、プレイリーダーの存在する遊び場に対するニーズや評価を検討している。人間・環境学的観点からは、齋藤ら⁽⁶⁾が冒険遊び場における子どもの行動特性に着目した研究の中で遊び方や滞在の

表-1 ヒアリング等調査概要

実施年月日	調査対象	ヒアリング時間	主な内容
2024/10/16 (ヒアリング)	1名(NPO 冒険遊び場の会 M 理事長)	約1時間	事業概要と運営体制 展開・継続の担い手
2024/11/12 (ヒアリング)	1名(国分寺市立 いずみ児童館 K 様)	約1時間	①開催場所増設過程 ②住民との協働体制 ③開催場所の選定
2024/11/13 (ヒアリング)	1名(NPO 冒険遊び場の会 M 理事長)	約1時間	開催地増設の経緯
2024/11/27 (ヒアリング)	1名(国分寺市役所 環境部 緑と公園課)	約20分	運営主体間の関係 開催公園の選定
2026/3/4 (ヒアリング)	1名(NPO 冒険遊び場の会 M 理事長)	約1時間	候補地選定と 実施可否
2026/4/14 (文書回答)	1名(国分寺市立 いずみ児童館 K 様)	—	未実施学区の状況
2026/4/17 (電話)	1名(国分寺市立 いずみ児童館 K 様)	約10分	未実施学区における 公園の位置づけ

*千葉大学大学院融合理工学府 博士前期課程

**リビタ(株), 修士(工学)

***千葉大学大学院工学研究院 准教授・博士(工学)

仕方が空間構成と密接に関係していることを示している。安全教育学分野においては、森ら⁷⁾により屋外遊び場における事故の実態や要因が分析されており、遊具事故の多くが人的要因に起因することが指摘されている。

さらに近年では、冒険遊び場にとどまらず公共空間の管理主体の多様化や官民連携の進展に伴う公共空間における管理・運営のあり方が見直され、杉田ら⁸⁾は、行政と地域組織との間での権限・責任、安全性の担保に関する合意形成の必要性を明らかにしている。一方、これらの研究は、個別の制度、運営実態、開催空間のいずれかに着目したものが中心であり、単一自治体内における複数の冒険遊び場の展開過程を、三側面の関係から統合的に捉えた研究は限られている。

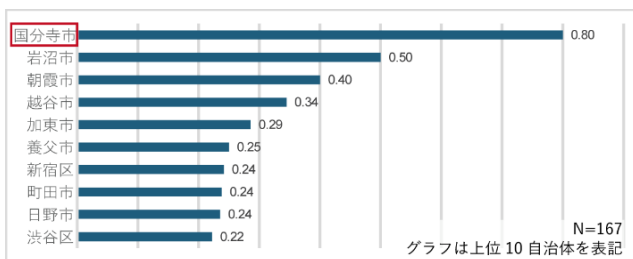


図-1 公立小学校1校あたりの冒険遊び場開催場所数

表-2 国分寺市内における冒険遊び場一覧⁹⁾

名称	開催形態	開催場所	開催頻度	運営主体	年間利用者数
国分寺市 プレイステーション	常設型	社会教育施設 1箇所	週5日+ 第2・4日曜	認定NPO法人 冒険遊び場の会 (指定管理)	25,096人
こくぶんじ 青空ひろば	仮設型	市立公園 10箇所	週1日	認定NPO法人 冒険遊び場の会 委託：国分寺市	18,104人
ぼうけんもり	仮設型	都立公園 1箇所	週1日	認定NPO法人 冒険遊び場の会 (自主事業)	2,024人



図-2 国分寺市における冒険遊び場の事業体制

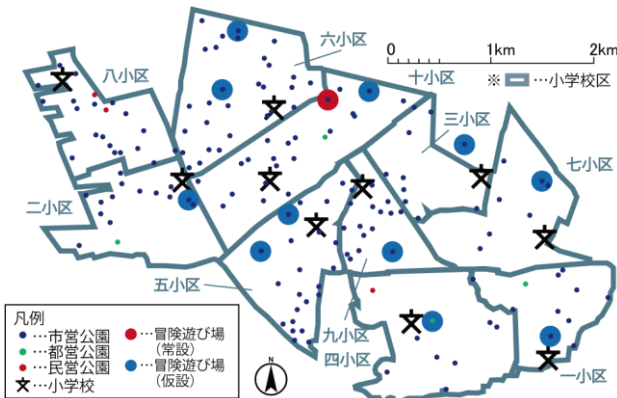


図-3 国分寺市における公園分布と冒険遊び場の開催地

特に本研究は、各要素が独立して成立条件を規定するのではなく、相互に補完しながら多地点展開を可能にしている構造を明らかにする点に新規性がある。

(4) 本研究の定義

本研究では、国分寺市内の冒険遊び場の開催形態を開催頻度と設備の常設性に基づき、以下の2つに分類する。

- ①常設型：週3日以上¹⁰⁾開催し、遊具・倉庫等を常設して土地を継続的に利用するもの。
- ②仮設型：週3日未満の開催で、活動終了時に遊具等を撤去し、原状復帰を必要とするもの。

なお、本研究で用いる「常設型」および「仮設型」は、市の制度上の名称・区分ではなく、開催頻度および設備の常設性に基づいて設定した分析上の分類である。

また事業形態においては、冒険遊び場事業の全国的類型に基づき¹⁾、A.委託事業（市が全額又は大部分を負担し、外部団体（NPO）に運営を委ねる）B.指定管理（公の施設を指定管理者が管理運営）C.自主事業（市による費用負担なし、NPOなどの実施主体が自主財源で運営）の3区分に整理する。

(5) 研究対象地域

国分寺市は、2024年10月時点の全国冒険遊び場検索マップに掲載された開催場所数に基づく、公立小学校1校あたり0.8か所であり、全国の所在市区の中でも相対的に高い値を示す（図-1）⁹⁾。また2025年度時点では、市内に12か所の冒険遊び場を有している。その内訳は、指定管理・常設型1か所、委託事業・仮設型10か所、NPOによる自主事業・仮設型1か所であり、複数の事業形態が併存している（表-2、図-2）。その中で、一つのNPOが長期間にわたり複数拠点に関与しているため、多地点展開における制度化、運営体制、開催場所確保の関係を通時的に検討できる事例として選定した。また、図-3に市内の公園分布⁴⁾と開催地⁹⁾を示す。市内10学区のうち、区域内に開催地を持たない学区は2学区存在し、後述する配置判断の分析ではこの2学区を対象に未設置の背景を検討する。

2. 国分寺市における冒険遊び場の制度的背景

(1) 冒険遊び場事業の位置付け

国分寺市における冒険遊び場事業には、国分寺プレイステーション（以下、プレステ）のように常設型施設として位置づけられるものと、「こくぶんじ青空ひろば」（以下、青空ひろば）や「ぼうけんもり」に代表される公園を会場として実施される、本研究で仮設型と分類する事業から構成される。前者の管理は、民間団体に委ねる指定管理者制度の枠組みのもとで運営され、後者は委託事業または自主事業として実施されている。

まずプレステは、「国分寺プレイステーション条例」に基づき設置された青少年の健全育成を目的とする公の施設である。その運営は「国分寺市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づく指定管理者制度の下で行われており、指定管理者として選定されたNPOが担ってい

る。一方、「青空ひろば」などの仮設型冒険遊び場は、プレステのような公の施設ではなく、公園を開催場所として実施される事業に当たる。市立公園で実施される「青空ひろば」は、市が費用を負担する委託事業、そして都立公園を開催場所としている「ぼうけんもり」事業は、市費負担を行わない自主事業として展開している。

このように国分寺市内の冒険遊び場事業は、指定管理による常設型の拠点施設と公園を活用した委託・自主事業による仮設型という異なる形態のもとに構成される。

(2) 実施判断の制度枠組み

国分寺市における冒険遊び場の実施判断は、複数の制度的階層のもとで行われている。本研究では、制度を機能に基づき、事業自体の実施を可能とする制度（上位）、具体的な空間利用や詳細条件に応じて可否を判断する制度（中位）、運営上の実務条件を示す制度（下位）の三層に整理した。この区分は、条例、行政計画、議会記録およびヒアリングから、事業実施の根拠、開催可否の判断、現場運用に関わる記述を抽出し、その機能に基づいて著者が再構成したものである。また、これらの三層は、制度的正当性（上位）、実施判断（中位）、運用実装（下位）という異なる機能を担っており、相互作用によって冒険遊び場の成立可否が決定される構造を形成している。

まず上位制度として、プレステについては青少年施策および公の施設制度に基づき指定管理制度の枠組みで位置づけられ、仮設型冒険遊び場については子どもの外遊び支援や協働事業に関する施策のもとで事業実施の根拠が与えられている。次に中位制度として、公園使用許可制度や協働事業制度、議会審議等を通じて実施の可否が判断される。そして下位制度として、安全管理や近隣調整といった実務条件が影響する。

以上のように冒険遊び場では、公園利用許可、安全管理、活動内容への対応、近隣調整を同時に満たす必要があるため、制度的根拠、行政的判断、運営実務の相互関係が開催可否を規定している。

3. 地域住民と市の協働体制から見た冒険遊び場運用実態

(1) 発意の主体と増設の契機

国分寺市における冒険遊び場の活動は当初、市外の財団による自主事業として開始された。その後、活動に関わった住民による自主的な取り組みが展開された。冒険遊び場は活動の継続性や運営体制の安定化を図るため、2000年代初頭より行政との協働事業として実施されるようになった。2011年には、市民による常設型冒険遊び場増設を求める動きも見られたが、周辺住民への新たな制限や多額の運用経費等を理由に却下された。一方で遊び場の地域的偏りを是正し市民への公平性を確保する観点から、公園を利用した仮設型の冒険遊び場である「青空ひろば」の展開が推進され、活動拠点が市内各所へ広がっていった。2020年に行われたプレステの移転においては、従来利用していた個人所有地の返却を契機として市有地での運営を行政に要望した

経緯があり、活動の継続を背景として行政との連携が進んだことが確認された。

(2) 事業の実施体制

以下では、2025年度時点における委託事業・仮設型冒険遊び場の実施体制を示す。冒険遊び場事業は、行政とNPO法人冒険遊び場の会との協働により実施されている。委託事業として実施される仮設型の「青空ひろば」では、場の確保および事業費の確保を行政が担い、現場の管理・運営はNPOが担うという役割分担がなされている。

また、事業の担当部署は児童館であり、遊び場運営に関する知識やノウハウの共有が図られている。さらに、子育て関連部署に加えて、公園を管理する部署が公園環境に関する窓口として関与し、公園使用許可の申請手続きや倉庫設置に係る調整を行っている。

事業の担い手は、有償スタッフ、謝礼制のサポーター、無償ボランティアなど、関与の程度に応じた複数の参加形態によって構成されている。

(3) 協働体制の変遷

冒険遊び場増設プロセスを明らかにするため、地域住民と市の協働体制と開催場所数の変化を時系列的に整理した（図-4）。図-4より、①住民主体の活動が制度化される過程、②委託事業化に伴う開催場所数の増加、③制度的枠組みの変化と開催形態の多様化の3点が読み取れる。以下、協働体制の変化による時期区分ごとに要点を示す。

1) 財団・住民自主運営期（1982年～1998年）（図-5）

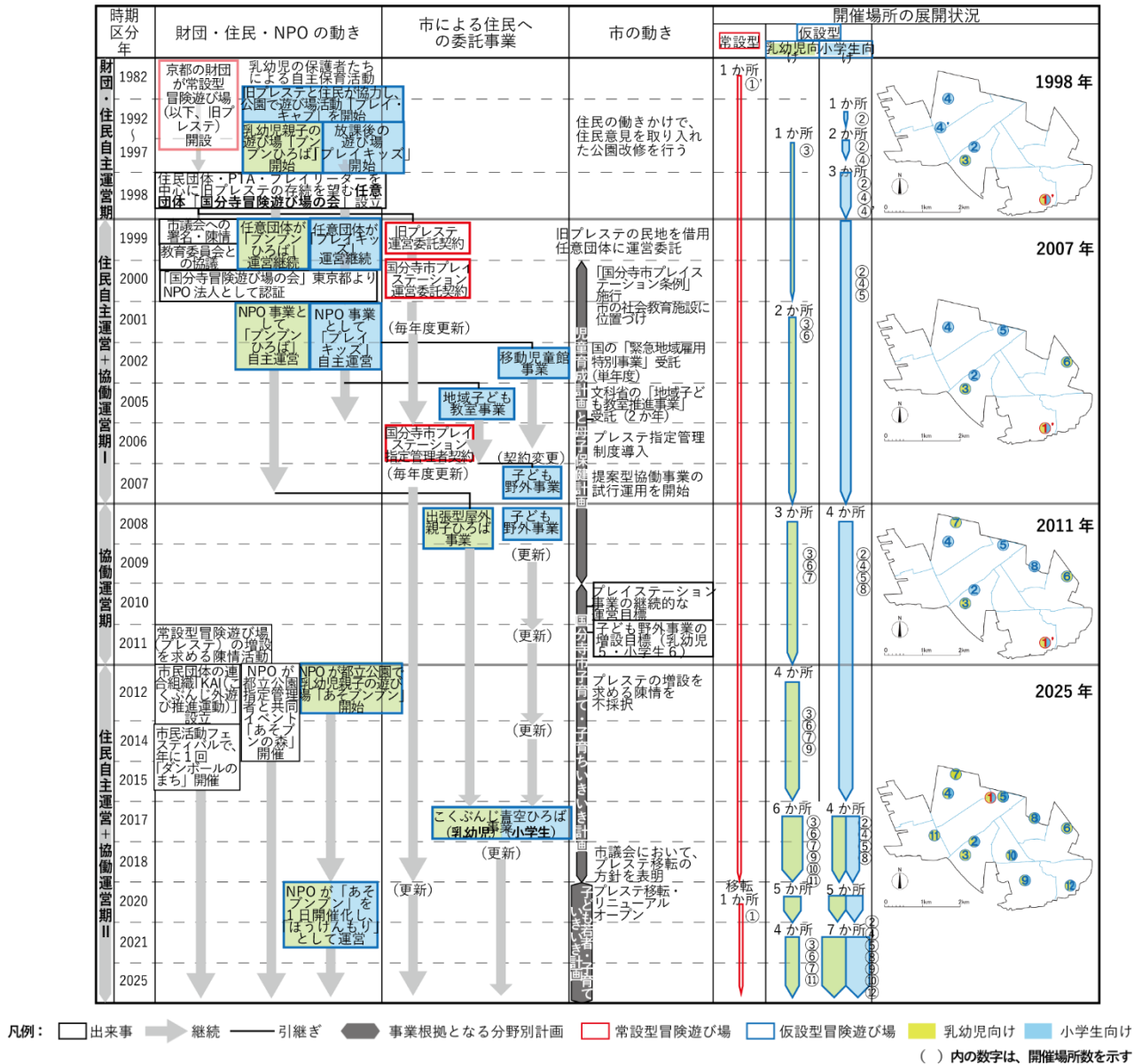
国分寺市における冒険遊び場は、市外の財団が自主事業・常設型のプレステ（図-4①'）を設置したことで始まった。子どもの遊び場環境に関心をもつ保護者たちは、プレステを利用する中でプレイリーダーと交流を深め、冒険遊び場を市内に広げたいと考え、自主事業・仮設型冒険遊び場の試みを始めた。公園での冒険遊び場活動は市民の目に触れることで、次第に関心を抱く市民が現れ、1998年には市内4箇所（図-4②③④④'）まで拡大したことが確認された。

2) 住民自主運営+協働運営期Ⅰ（1999年～2007年）

（図-6）

1998年12月、財政難を理由に財団がプレステからの撤退を決めると、プレステの存続を望む保護者たちを中心に、任意団体「国分寺冒険遊び場の会」（以下、任意団体）が設立された。任意団体の陳情等により、市は2000年に「国分寺市プレイステーション条例」を施行してプレステを市の施設に位置づけ、任意団体はNPO法人化してプレステの運営を受託した。NPOへのヒアリングによると、実現の背景には活動に理解を示す当時の行政担当課係長の関与が一因として挙げられた。当時施行された条例が、現在もプレステの事業実施根拠となっている。

NPOはプレステの運営と並行して、自主事業・仮設型冒険遊び場の運営を継続したが、スタッフが自分の子どもの成長に伴い、辞めてしまうことが課題であった。資金を得るために、NPOは市に事業提案を行った。児童館が未建設の地域の遊び環境確保を理由に、小学生向け2箇所（図-4



②⑤) が子育て支援課の「移動児童館事業」に、地域活性化のための市民活動支援を理由に、小学生向け1箇所(図-4④)が社会教育課の「地域子ども教室事業」に位置づけられて、3箇所の冒険遊び場について、人件費が保障され、担い手を継続的に確保できる運営が実現した。両事業では、国庫補助金により事業費の約2分の1が充当されており、委託事業化を可能にした財政的条件の一つであったと考えられる。また、当初事業は児童館の建設後に終了する予定であったが、NPOへのヒアリングによると、市職員が活動現場を視察する中で活動の意義に対する行政側の理解が深まったと認識されていた。その後、市は契約内容を変更し、事業の継続を決定した。

3) 協働運営期 (2008年～2011年) (図-7)

仮設型3拠点では、プレイリーダーへの謝金が拠点ごとに時給1,000～1,500円、支給タイミングも月初め/月末で

異なるなど補償条件にばらつきがあり、スタッフ間で不公平感が生じていた。これを是正するため、NPOは自主財源から全拠点共通の時給1,200円を支給する仕組みを導入したが、資金調達が困難となった。そこで、市の提案型協働事業に応募した結果採択され、該当3拠点の人件費を市負担に移行した。これらの過程から、NPOが目的を調整しながら継続的に事業提案を行い、それが既存制度と適合することで、行政による制度化が段階的に進展したと解釈できる。本研究における制度化とは、住民・NPOによる自主活動が条例や行政計画への位置づけ、委託契約の締結、予算措置等を通じて、行政施策として継続的に実施できる状態へ移行することをいう。

また、2011年にプレステの利用者を中心に常設型冒険遊び場の増設を求める陳情が市議会に提出されたが、場所の確保と財源の課題から不採択とされた。

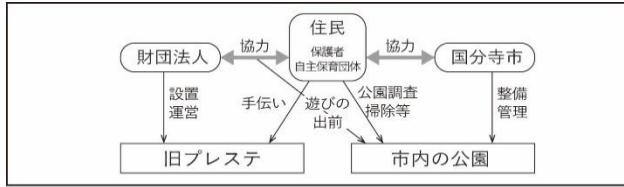


図5 主体間関係 —財団・自主運営期（1982～1998）

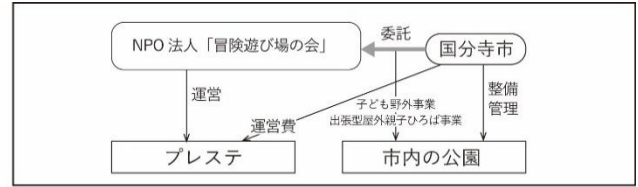


図6 主体間関係 —住民自主運営+協働運営期Ⅰ（1999～2007）

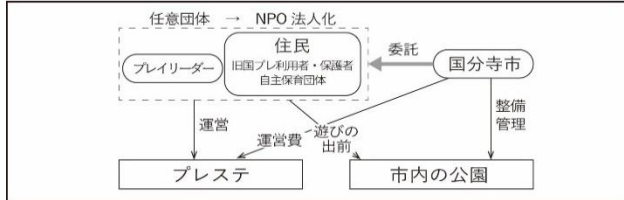


図7 主体間関係 —協働運営期（2008～2011）

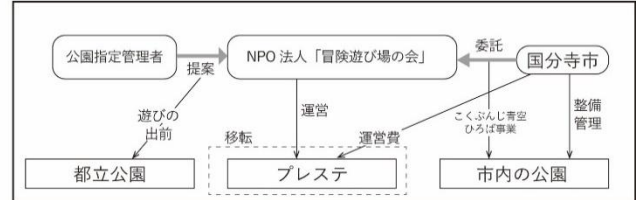


図8 主体間関係 —住民自主運営+協働運営期Ⅱ（2012～2025）

その一方で、市の子育て支援計画では、「子ども野外事業」等の拡充方針が示された。市担当者への追加確認では計画策定時のアンケートにおいて、「子育ての環境について市に期待すること」として「野外でのびのび遊べる場所を増やす」との回答が継続的に上位に挙げられており、こうした市民ニーズを背景として「子ども野外事業」等の拡充が図られたものと推量されるとの回答が得られた。こうした計画への位置づけは、「子ども野外事業」等を行政施策として継続的に実施する根拠の一つになったと考えられる。

4）住民自主運営+協働運営期Ⅱ（2012年～2025年）（図-8）

2012年に都立公園の指定管理者からNPOにイベント開催が提案されたことを契機に、都立公園でのNPOの自主事業・仮設型冒険遊び場1箇所（図-4⑨）が開始された。

また、委託事業・仮設型冒険遊び場は乳幼児向けと小学生向けを別の公園で開催していたが、開催可能な公園と人材の不足が課題だった。2017年には、NPOの提案により、乳幼児向け事業と小学生向け事業が統合された。NPOへのヒアリングでは、この統合により場所と人員の効率的な運用が可能となり、その後の2か所（図-4⑩⑪）の増設につながったとの説明が得られた。

2020年にプレステが土地の契約や苦情問題を理由に市有地に移転されると、移転による遊び場不足を補うため、従前にプレステがあった地域に仮設型冒険遊び場が1箇所増設された（図-4⑫）。

（4）近年の事業傾向

近年では公園における冒険遊び場の開催に加え、開催のない地区において出張型の「青空ひろば」が実施されるなど、地域への認知拡大を目的とした取り組みも行われている。

表-3 冒険遊び場開催場所選定の条件

	「運営」条件	「制度」条件	「立地」条件	「公園環境」条件	「周辺環境」条件
必須条件	市及び県が管轄している	自然保護や文化財保護等を目的としていない	公園利用の許可が得られる	水道が設置されている	近隣住民の理解が得られている
促進条件	地域ボランティアの協力が得られる	継続的な予算確保が可能である	子どもの居住地から近い	・面積が広い ・トイレがある ・自然豊かである	飛び出しの危険のある道路に面していない

る⁹⁾。例えば第八小学校区では、「八小放課後子どもプラン」の一環として出張開催が行われた。2024年度において12月と3月に開催され、2回目の実施時には1回目より3倍近くの参加者が得られたことより、反響の大きさがうかがえた。このような事業傾向は、未設置地域への対応や継続方針の変化を読み解くうえで手がかりとなる。

4. 既存の公園活用における開催場所確保の仕組み

（1）冒険遊び場成立のための条件

ヒアリング調査の結果より、委託事業・仮設型冒険遊び場における開催場所の選定条件を、「運営」「制度」「立地」「公園環境」「周辺環境」の5つの条件に整理した（表-3）。これらの条件は、行政・NPOへのヒアリング記録および関連資料から、開催場所の選定可否に関わる要素を抽出し、内容の類似性に基づいて統合したものである。なお、2章の三層区分が事業実施の制度的枠組みを示すのに対し、本節の5条件は、開催場所の成立可否に関わる制度・運営・空間条件を示す。これらは階層的な関係を有し、特に「制度」と「運営」が成立の前提となり、そのうえで「立地」「公園環境」「周辺環境」が成立可能性を規定する構造として整理できる。また各条件に存在する、必ず満たす必要がある「必須条件」と、満たされることが望ましい「促進条件」を整理した。

まず「運営」条件においては、市の委託事業として実施されるため、地権者の意向によって事業継続が左右される民間所有地は選定対象とならず、市または県が管理する公園であることが前提となる。次に「制度」条件としては、文化財保護や自然保護を主目的とする歴史公園や緑地など、利用目的に制約のある場所は開催場所として選定できないことが確認された⁸⁾。また、「立地」条件としては、公園利用の許可が得られることが前提であり、加えて行政およびNPOへのヒアリングでは、子どもの居住地からの近さが、継続的な利用に関わる条件として認識されていた。そして、「公園環境」条件については、焚き火や泥遊びなど水を必要とする遊び活動や安全管理を行うため、水道設備が利用可能であることが重要な条件とされている。さらに、「周辺環境」条件においてNPOへのヒアリングによると、近隣住

民との調整が開催可否に関わる条件として認識されており、反対意見が生じた場合には実施が困難になると指摘された。

以上を踏まえると、子どもの身近な生活圏に開催地を増設する場合、これらの必須条件を満たしつつ、促進条件も併せて満たす公園を確保することは容易ではない。市へのヒアリングによれば、実施公園の選定にあたっては事業実施に必要な設備、周辺状況、他施設⁹⁾との位置関係、周辺の子どもの数等が総合的に勘案されており、学区境界に機械的に対応して開催地を配置する運用ではないことが確認された。

(2) 制約のある小規模公園での実態

造園家のアービット・ベンソンは著書¹⁰⁾の中で、冒険遊び場の開催場所として面積 1500 m²以上の公園を推奨している。一方で、国分寺市内の公園の現況(図-8)として、面積 1500 m²以上の公園は全公園の 13.7%と少ない。実際に国分寺市における冒険遊び場の開催公園面積(表-4)に着目すると、開催場所の約半数は面積 1500 m²未満であるのに加え、最小面積は 538 m²であり、国分寺市においては小規模公園も開催場所として活用されていることがわかる。

本研究では小規模公園における仮設型冒険遊び場の成立実態を把握するため、①推奨面積とされる 1500 m²に満たない公園であること、②小学生向け活動が実施されていること、の2つを選定条件として設定した。国分寺市内の仮設型冒険遊び場のうち両条件に該当する事例は3公園であり、本節ではこれらの全事例を対象とした。したがって代

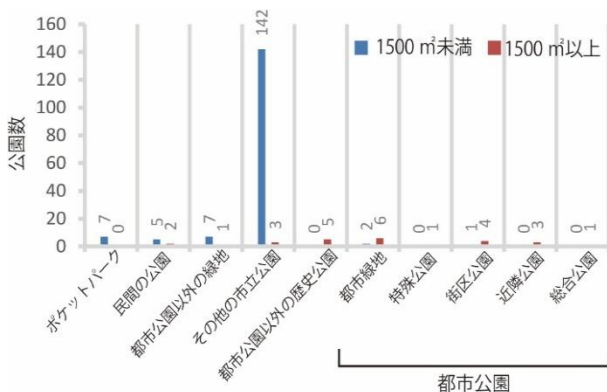


図-8 国分寺市内の公園の種別及び面積¹⁰⁾

表-4 国分寺市内小学校区別の冒険遊び場開催場所

校区	形態	開催場所	種別・分類	面積	名称
一小	仮設型/一日開催	元町公園	その他の市立公園	920 m ²	青空ひろば
二小	仮設型/午前のみ	光町もみじ公園	その他の市立公園	588 m ²	
三小			開催なし		
四小	仮設型/一日開催	都立武蔵国分寺公園	総合公園	114,608 m ²	ぼうけんもり
五小	仮設型/午前のみ	こぼと公園	街区公園	751 m ²	
	仮設型/一日開催	日吉町なかよし公園	その他の市立公園	882 m ²	
六小	仮設型/午前のみ	北町公園	近隣公園	3,909 m ²	青空ひろば
	仮設型/一日開催	並木町公園	街区公園	1,550 m ²	
七小	仮設型/午前のみ	本多わかば公園	その他の市立公園	959 m ²	
八小			開催なし		
九小	仮設型/一日開催	西恋ヶ窪若松公園	都市緑地	538 m ²	青空ひろば
常設型	国分寺市プレイステーション	社会教育施設		2,700 m ²	プレステ
十小	仮設型/一日開催	窪東公園	近隣公園	14,098 m ²	青空ひろば

□…1500 m²未満

表-5 小規模公園における空間条件と課題

公園	日吉町なかよし公園	西恋ヶ窪若松公園	元町公園
種別	その他の市立公園	都市緑地	その他の市立公園
面積	882 m ²	538 m ²	920 m ²
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
公園環境	・面積が狭い ・自然が少ない ・日陰が少ない・トイレがない	・面積が狭い ・自然が少ない ・日陰が少ない・トイレがない	・面積が狭い ・自然が少ない ・日陰が少ない・トイレがない
周辺環境	・住宅が特に近接している ・2方面が道路に面し、飛び出しの危険がある	・住宅が近接している	・住宅が近接している ・2方面が道路に面し、飛び出しの危険がある

表-6 課題に対する開催時の工夫

条件	「公園環境」条件			
課題	面積が狭い	自然が少ない	日陰が少ない	トイレがない
工夫	・公園内をエリア分けし遊び回土の干渉を防ぐ(3) ・占用する部分を最小限に留める(3) ・危険を伴う遊びは小さいエリアや的をつくる(2)	・松ぼっくりや枝、どんぐり等を、他の公園から持ち込む(2) ・利用者が持ち寄る(1) ・隣接した緑地を活用する(1)	・夏は砂場の上などにタープを張る(3) ・公園内の小さな屋根等の下で涼む(3)	・近隣店舗のトイレを借りる(2) ・近隣地域施設のトイレを借りる(1) ・隣接する緑地内のトイレを使用(1)
条件	「周辺環境」条件			
課題	住宅が近接している		飛び出しの危険がある	
工夫	・年度初めの挨拶(3) ・日頃から顔の見える関係を築く(3) ・ボールが侵入時は、子どもと取りに行く(3) ・飛びにくいボールを使用(2) ・煙を出しにくい炭や材の使用(2)		・見通しのいい場所にスタッフを配置(3) ・子どもへの説明と積極的声かけ(2)	

※()内の数字は該当公園の数を表す
n=3

表-7 常設型冒険遊び場における非成立事例

公園	窪東公園	西恋ヶ窪緑地	恋ヶ窪樹林地
種別	都市公園	都市公園	都市公園
面積	14,098 m ²	13,910 m ²	3,631 m ²
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
非成立事例	・住民の日常的な利用が多い →恒常的な利用は厳しい	・延焼の危険性がある ・市内に残る貴重な樹林地 →維持、再生活動の促進	・一部、土地所有者による使用貸借である ・延焼の危険性がある

表事例を任意に抽出したものではなく、小学生向け活動を実施する 1500 m²未満の小規模公園の全数分析として位置づける。また、小学生向けの冒険遊び場は、乳幼児向けに比べて遊びの内容が多様であり、空間制約や周辺環境への配慮がより求められるため¹¹⁾、小規模公園における運営上の工夫を検討する対象として適切であると判断した。

対象とした3公園の空間条件を整理すると、いずれも自然環境や設備が十分でないことに加え、住宅が近接し飛び出しの危険があるなどの課題を有していた(表-5)。しかし、各公園において、遊びの工夫や利用範囲の調整、近隣住民への配慮などにより、これらの制約に対応した工夫がなされていた(表-6)。

例えば、面積の制約に対しては公園内エリアの使い分けや活動内容の調整が行われ、周辺環境に対しては事前の挨拶や見守り体制の強化などの対応が確認された。

以上の結果から、小規模かつ制約条件の多い公園においても、運営上の調整や活動内容の工夫により空間的制約を補完しながら冒険遊び場の実施が可能であることが示唆される。すなわち、空間条件の制約は固定的なものではなく、運営的工夫によって補完される関係にあると考えられる。

(3) 開催場所確保における配置判断の特徴

本節では、常設型冒険遊び場設置検討時の非成立事例¹²⁾を取り上げ、開催場所確保における配置判断の特徴を補足的に検討する。窪東公園、西恋ヶ窪緑地、恋ヶ窪樹林地は、いずれも都市公園であり、一定規模の面積(約 1500 m²以上)を有しているため、候補として検討された(表-7)。

しかし、住民の日常利用の多さや樹林地保全などを要因として、常設型としての実現には至らなかった。

一方、窪東公園はのちに仮設型冒険遊び場の開催場所として活用されている。これらの事例から、同一公園であっても運営形態の違いにより成立可否が異なることが確認された。すなわち、冒険遊び場の成立は空間条件のみによって決定されるものではなく、運営形態及び制度的枠組みとの関係の中で左右されるといえる。このような配置判断の特徴は、現状開催地を持たない学区の事例にも表れている。第三小学校区では、隣接する小平市に立地する「けやき公園」の存在が冒険遊び場の開催状況に関わっていることがうかがえた。国分寺市子ども子育て支援課へのヒアリングによると、この公園は国分寺市立スポーツセンター等と一体的に扱われる国分寺市管理の公園であることから、国分寺市の冒険遊び場として運営しており、第三小学校区に最も近い冒険遊び場として位置づけられているとされた。一方、第八小学校区においては第八小学校が市内の他校に比べて児童数が少ない⁽¹³⁾ことや、区域内に「にしまち児童館」が存在することなどが、未設置の背景要因として挙げられた。

以上を踏まえると、開催地の配置は公園条件のみならず、周辺の子どもの遊び場資源や、対象人口を含む複数条件を踏まえて判断されていると考えられる。

5. 結論

本研究の結果、以下の3点が明らかとなった。

第1に、発意と制度化の過程については、子どもの遊び場環境に関心をもつ住民の活動を契機として冒険遊び場の取り組みが始まり、住民による自主事業は資金難と担い手不足が課題であったが、市が委託事業として人件費を保障したことで継続的な運営が可能になった点である。これを実現できた背景として、住民がプレイリーダーと交流して遊び場運営のノウハウを習得する機会があったことや、目的を少しずつ変えながら市に新規事業を提案し続けたことが挙げられる。また市の子育て支援計画では、市民ニーズを背景として「子ども野外事業」などの拡充方針が示され、計画への位置づけが、事業を行政施策として継続的に実施する根拠の一つになったと考えられる。

第2に、運営体制の仕組みについては、増設の要件となった委託事業・仮設型冒険遊び場は、児童館が事業担当としてNPOとノウハウを共有していること、担当課と公園課が横断的に連携して公園での活動を支援していることである。加えて、関わり度合いに幅をもたせた参加形態を設けることで、地域住民を運営に巻き込む工夫がなされている。

第3に、開催場所の確保と事業展開の仕組みについては、委託事業・仮設型冒険遊び場の成立条件の整理と常設型の非成立事例の検討から、冒険遊び場の成立は公園面積などの空間条件のみで決まるものではなく、公園利用の性格、周辺住民との調整、運営上の対応を含む複数条件のもとで

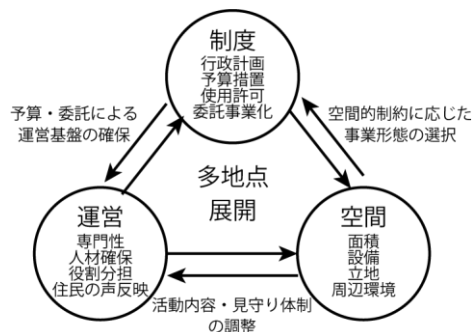


図-9 制度・運営・空間の関係図

判断されることが示された。また国分寺市では、常設型の増設が用地確保や住民理解、運営費の面で困難であった一方、公園を活用する仮設型の展開により、市内各所での開催場所確保が進められてきたことが確認された。さらに、開催地の配置は、公園内外の条件のみならず学区外に近接する開催地の存在や、子どもの遊び場資源、対象人口なども含めて判断されることが示された。

以上より、国分寺市における冒険遊び場の多地点展開は、住民による発意を契機とした制度化の過程、行政とNPOの協働による運営体制、そして開催場所確保をめぐる空間的条件の調整が相互に作用することで支えられてきたと整理できる。(図-9) また、これらの結果は、公共空間活用において、空間条件の制約を運営的工夫によって補完しうること、また制度と運営の相互作用が空間配置の実現可能性を規定することを示している。

本研究は、単一自治体および一つのNPOを対象とする事例研究であり、国分寺市における長期的な活動の蓄積、行政とNPOとの継続的な協働関係、常設型の拠点施設が先行して存在したことなどは、国分寺市固有の条件に依拠する。このため、活動の制度化や開催地増設に至る具体的なプロセスを他自治体に直接適用することはできない。

一方、①自主的活動を行政施策として位置づける制度的基盤、②行政と運営主体との役割分担、③空間的制約を運営上の工夫によって補完する関係、④常設型と仮設型を組み合わせた開催形態が、多地点での継続運営を支えるという知見は、事業形態や主体構成の違いに留意する必要があるものの、他自治体の冒険遊び場や公共空間活用施策を比較・検討する上で比較的移転可能な知見と考えられる。

謝辞

ヒアリング調査では、認定NPO法人冒険遊び場の会の武藤様、国分寺市子ども子育て支援課いずみ児童館館長の河合様、その他事業に関わる国分寺市緑と公園課や、協働コミュニティ課の職員の方々に多大なるご協力を頂いた。ここに記して感謝申し上げます。

【補注】

- (1) 平日・園外での外遊びを「全くしない」幼児が約46.6%を占め、外遊び時間が非常に短い実態から、体を動かして遊ぶ時間や機会を確保する取り組みの重要性が示唆されている¹¹⁾。

- (2) 梶木³⁾が、週3日以上開催する活動を「常設型」と分類していることを踏まえた。また本研究では、週3日以上を土日に加えて平日少なくとも1日開催する日常的かつ継続的な開設形態として捉えている。
- (3) 全国冒険遊び場検索マップに掲載された冒険遊び場358か所(2024年10月時点)を所在市区別(N=167)に集計し、各市区の開催場所数を公立小学校数(学校基本調査、市町村別集計、2022年)で除して算出した¹²⁾。
- (4) Google map 及び参考文献4)を参照した。
- (5) 第三小学校区北に仮設型冒険遊び場の「けやき公園」が存在する。この公園は小平市に立地するが、国分寺市が管理する公園である。
- (6) 年間利用者数は大人を含む全年齢の合計である¹³⁾。
- (7) 参加者数は2024年12月38人、25年3月95人であった⁹⁾。
- (8) 西恋ヶ窪若松公園については、2017年の冒険遊び場開設時には「その他の市立公園」であり、2022年の改修に伴い、隣接している「都市緑地」に統合された。ヒアリング調査の結果、公園環境自体に大きな変化はなかったため、現在も活動が継続している。
- (9) 児童館や公民館など、子どもの集い場となりうる場所。
- (10) 公園一覧及び面積は、参考文献4)による。
- (11) 冒険遊び場では年齢によって遊びの継続時間や遊具との結びつきが異なり、複数の結びつきから多様な遊び場面が生まれることが示されている⁹⁾。
- (12) 国分寺市議会会議録より、2012年3月2日に開催された平成24年文教委員会において和智議会事務長の発言より参照。
- (13) 国分寺市の市立小学校児童数は、令和6年5月1日現在、第一小495人、第二小949人、第三小785人、第四小945人、第五小526人、第六小633人、第七小544人、第八小383人、第九小559人、第十小476人であり、第八小学校は10校中最少である¹⁴⁾。

【参考文献】

- 1) 梶木典子(2018)、「自治体による冒険遊び場づくり事業の取り組み実態とその経年変化」,日本建築学会大会学術講演梗概集(東北),pp.813-814
- 2) 増田啓太,青木恭介(2009)、「冒険遊び場の利用特性に関する研究」,日本建築学会東海支部研究報告集,第47号,pp.561-564
- 3) 梶木典子(2000)、「プレイリーダーのいる子どもの遊び場に対するニーズと評価―「プレイスクール」における調査事例―」,日本家政学会誌,第51巻6号,pp.497-508
- 4) 国分寺市 建設環境部 緑と公園課 公園緑地担当(2025)、「国分寺市立公園一覧表」
- 5) 小玉知慶,柳井重人(2023)、「首都圏近郊都市における「子どもの遊び場」整備に係る制度運用の実態と課題」,日本都市計画学会 都市計画論文集 Vol.58 No.3, pp.1478-1484
- 6) 齋藤 美優,山田 あすか(2019)、「冒険遊び場におけるこどもの行動特性に関する研究」,人間・環境学会誌 22 巻 1 号 p.32
- 7) 森 純子,及川 研,渡邊 正樹(2013)、「屋外遊び場における遊具事故の実態と要因の分析」,安全教育学研究,第13巻 第1号,pp.3-17
- 8) 杉田早苗,土井良浩(2012)、「地域組織による公共空間の管理運営に関する基礎的研究―世田谷まちづくりファンダ助成事業における市民活動を対象として」,日本都市計画学会 都市計画論文集 47 巻 3 号,pp.469-474
- 9) 認定NPO法人 冒険遊び場の会(2025)「2024年度 活動報告書」,p35
- 10) アービット・ベンソン(1974),大村虔一,大村瑠子(共訳)、「新しい遊び場」,鹿島出版会
- 11) 笹川スポーツ財団(2023)、「幼稚園・保育園以外における幼児の運動実施の実態調査」
(https://www.ssf.or.jp/thinktank/children_youth/preschool_2023.html) (入手日付:2026年2月)
- 12) 特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会、「特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会:全国冒険遊び場検索マップ」
(<https://bouken-asobiba.org/play/>) (入手日付:2024年10月)
- 13) 認定NPO法人 冒険遊び場の会(2023)、「2022年度 活動報告書」
- 14) 国分寺市(2025)、「令和6年度 国分寺市統計」